

令和2年5月1日

報道関係者 各位

～保育の縮小等を延長します～  
小中学校の臨時休業延長に伴う保育所等の対応について

標記の件につきまして、市内の小中学校の臨時休業期間の延長に合わせて、市内の保育所等の対応についても下記のとおり期間を延長しましたのでお知らせします。

記

1. 実施期間 5月10日（日）まで
2. 保育園・認定こども園及び放課後学童クラブについて  
感染の防止のため、保育の提供等を縮小して実施するよう各園および各施設へ要請する。ついては、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、児童の登園・通所を控えるようお願いする。  
なお、保育所・認定こども園の保育料については、登園しなかった日数に応じて保育料を減額する。
3. 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）について  
地域子育て支援センターについては、上記期間を臨時休業とする。



島原守護神 しまばらん

【担当から一言】

児童への感染拡大の防止と、保育従事者の負担軽減のため、可能な限り家庭での保育をお願いします

担当：島原市こども課 こども福祉班  
担当 本多  
電話：0957-62-8003  
E-mail：kodomo@city.shimabara.lg.jp